

日本耳鼻咽喉科学会静岡県地方部会メーリングリスト運用規約

第1条（名称ならびに運営目的）

日本耳鼻咽喉科学会静岡県地方部会メーリングリスト（以下ML）と称し、日本耳鼻咽喉科学会静岡県地方部会広報委員会（以下広報委員会）からの情報発信・連絡事項の伝達並びに医師会員相互の情報交換、情報共有、会員の円滑な交流を目的として運営する。

第2条（利用資格）

希望する日本耳鼻咽喉科学会静岡県地方部会会員すべてがMLを利用する資格を有し、リストに登録したものが参加できる。

第3条（運営）

1. MLの運営全般は、広報委員会がこれを担当する。
2. 広報委員会は、MLに関する会員から質問や異議及び苦情等の申し立てを受け付けその解決に努める。

第4条（ML管理者）

1. MLを適正に運用するために、ML管理者を1名置き、ML管理者は、会員のメールアドレスの登録及び削除等の作業を行う。
2. 管理者は広報委員会委員の中から広報委員長が任命する。

第5条（禁止事項）

会員はML利用に際して、以下の行為を行ってはならない。

1. 日本耳鼻咽喉科学会静岡県地方部会の運営及びMLの運営を妨げる行為。
2. ある特定の個人や団体を誹謗中傷し、名誉毀損または信用を失墜させる行為。
3. 第三者の著作権、商標権、肖像権等を侵害、並びに財産やプライバシー等を侵害する行為、患者情報など守秘義務のある事柄の投稿。
4. 自己の利益または第三者の営利を目的とした行為、並びに個人的な売買や譲渡を持ちかける行為。
5. 選挙運動または政治団体への勧誘等の政治活動に関わる行為。
6. 特定の宗教や宗教団体への勧誘や宣伝・布教等の宗教活動に関わる行為。
7. その他公序良俗に反する行為、犯罪行為等法令に違反する行為。

第6条（マナー）

1. 投稿・返信する際は発信者の本名を明記し、匿名や偽名、ペンネーム、ハンドルネーム、他人に成りすましての投稿・返信はしない。

2. このMLはメンバーからの情報の提供・共有の場として設定しており、耳鼻咽喉科医を取り巻く種々の問題（例：症例検討、医政・保険関連の話題など）の意見発表や討論の場として使用する事は慎む。

3. 投稿にファイルを添付する場合、各人の責任においてウイルス対策ソフトなどのウイルス対策を行い感染予防に努めること。万が一ウイルス等による事件が発生した場合、広報委員会及びML管理者は一切その責任を負わない。

4. 他人に明らかに不快感を与えるような投稿は慎む。

5. 個人情報の漏洩には十分注意をする。

6. 個人宛てのメールの投稿はしない。個人的な内容の投稿・返信は、直接個人で行うこと。

7. 登録メールアドレスは一人あたり一つする。

8. 会員同士で速やかに共有したい重要な情報（会員や会員家族の訃報など）は第一報を受けたものができるだけ速やかに積極的に投稿するよう心掛ける。

第7条（登録の取り消し）

広報委員会は、MLへの投稿が本規約第5条、第6条に抵触するかまたは会員として不相当と判定したときは、ML登録を抹消して配信を停止することができる。その時は当該会員に弁明を求めることができる。

第8条（運営の中断）

運営を妨害する行為を受けた場合、MLの運営を一時中断することができる。またウイルスメールの影響拡大防止など緊急を要するときは運営を一時中断できる。

第9条（退会）

退会を希望する場合は本人の自由意思によっていつでも退会できる。

第10条（プライバシーポリシー）

管理者は、オンライン上のプライバシー保護に最大限の注意を払い、参加者の登録情報を公開することはない。但し、法令上開示が適当と管理者が判断した場合はこの限りではない。

第11条（損害の免責）

1. 発言、掲載データ等は会員自身の責任において発言、掲載をし、日本耳鼻咽喉科学会静岡県地方部会は責任を負わない。

2. MLの利用により発生した参加者の損害については一切賠償の責任を負わない。

第12条（定めのない事項）

本規約に定めのない事項については、広報委員会及び理事会で協議してこれを定める。

附則：

1. 本規約は平成23年12月1日から施行する。